保　育　所　の　概　況

令和7年4月1日現在

保育所名	北九州市立　新門司保育所		施設長名	立山　めぐみ	
所　在　地	〒800－0114　　北九州市門司区吉志一丁目31番1号				
電話番号	093－481－3900	FAX番号	093－481－3900	認可年月	昭和53年4月
設置主体	北九州市		運営主体 （設置主体と異なる場合）		

建物構造	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ・ 鉄骨造 ・ 木造 ・ その他（　　）	1階建（　　階部分）
建物延床面積	432．00㎡	

利用定員 （利用児童数）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合　計
2号定員				41人 （　45人　）			41人 （ 45人 ）
3号定員	5人 （ 3人 ）	24人 （ 27人 ）					29人 （ 30人 ）
開所時間	7:30	～	17:50 （延長19:00）	保育短時間の 受入時間帯	9:00	～	17:00
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）						

※利用児童数は
R6年4月時点

職員数	28人	内訳　：　施設長（1人）　保育士（21人）　調理員（委託業者2人）　その他（ 1人）

施設の目的
運営の方針
保育の方針

【施設の目的及び運営の方針】
保育を必要とする子どもを日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とします。
保育の提供に当たっては、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。

【保育の方針】
〇家庭との連携の下、子どもが健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護及び教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を図ります。
〇保育所の特性や保育士等の専門性を生かし、家庭や地域と連携しながら、子どもの育ちを支えます。

１日の過ごし方

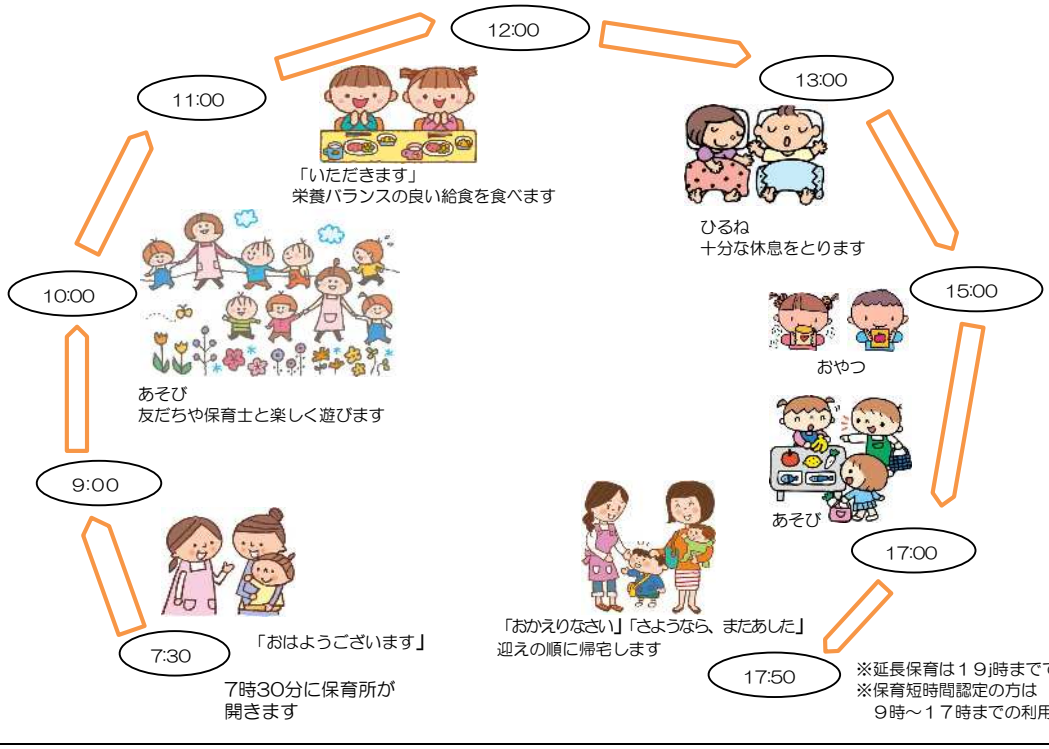

保育所名	北九州市立　新門司保育所

年間行事予定	**4月　進級式 入所説明会**	**10月　健康診断・秋の遠足**
	5月　健康診断 運動会	**11月　おいもパーティー 総合避難訓練**
	6月　保育参加・講演会 歯科検診	**12月　しんもじほいくライブ（生活発表会） クリスマス会**
	7月　プール開き	**1月　保育参加・試食会**
	8月　しんもじまつり 日帰り保育（年長組）	**2月　豆まき集会**
	9月　1年生招待	**3月　ありがとうパーティー 卒園式・修了式**

各種保育事業の実施状況	≪延長保育≫ 通常の保育時間を19:00まで延長して保育をしています。 ≪障害児保育≫ 障害児と健常児を一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。 ≪地域活動事業≫ ★未就園の親子と交流 ・なかよし保育…保育所で一緒に遊びを楽しみます。（水遊び･ミニ運動会･クリスマス会など） ★家庭的保育事業所との交流 ・連携保育所として事業所2所が保育所の行事やなかよし保育などで交流しています。 ★年長者との交流 ・地域の特別養護老人ホームを訪問し、歌や遊戯などを楽しみます。 ★小中学生との交流 ・職場体験や保育士体験などで交流しています。

利用の開始及び終了に関する事項	●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。

実費に係る利用者負担金	●3･4･5歳児の給食にかかる副食費（月額　4，500円） →　給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※　口座振替（要申込）もしくは納付書によりお納めいただきます。 月途中の退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合は還付を行います（日割り計算）。 ●日本スポーツ振興センター共済掛金（年額　250円） →　万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ●保護者会費（月額　250円） →　遠足バス代、講師料などに使用するもの。 ●児童帽子代金（1個　1，100円） →　児童の健康を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの。

その他特記事項	【緊急時における対応方法】 ●保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ●保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ●事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 【非常災害対策】 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気･消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。